

# NURO 光 テレワーク支援サービス特約条項

NURO 光 テレワーク支援サービス（以下「本サービス」といいます）は、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます）が、当社が別途定める「NURO 光 for マンション」サービス等に関する契約約款または規約（以下「対象サービス約款」といいます）、およびこの特約条項（以下「本特約」といいます）にて定める条件にて、当該「NURO 光」サービス等を提供するサービスであり、別途当社が定める条件を満たす方がご利用いただけます。本サービスをご利用いただく方は、本特約を必ずお読みのうえ、ご同意ください。

## 第1条（定義）

本規約における用語を以下の通り定義します。

- （1）「対象サービス」とは、本サービスの対象となる当社が別途定める「NURO 光 for マンション」サービス等をいいます。
- （2）「契約法人」とは、当社との間で本サービスの利用に関する契約を締結したうえで、本サービスを利用する法人をいいます。
- （3）「契約者」とは、契約法人に所属する従業員であり、対象サービスを利用している、または利用する個人で当社が本サービスの対象として承諾した者をいいます。

## 第2条（本特約の適応および変更）

1. 当社は、民法第548条の4の規定により、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、本特約を変更できるものとします。この場合には、各種提供条件は、変更後の本特約によります。
2. 当社は、電気通信事業法施行規則第22条の2の2第5項第3号に該当する事項の変更を行う場合、当社が適切であると判断する方法により説明します。

## 第3条（対象サービスとの関係）

1. 契約者は、本サービスが対象サービス約款を基本として構成されているものであることを確認し、本特約に定めのない事項は、対象サービス約款を準用するものとします。
2. 対象サービス約款の定めにかかわらず、対象サービスの利用のために設定されている回線撤去工事費以外の工事費の支払いに関する定めについては、適用を受けないものとします。

## 第4条（債務引受）

対象サービス約款の定めにかかわらず、契約者は、契約者が対象サービス約款に基づき当社に対して有する、対象サービスの利用料金（初期費用等も含まれますがこれらに限られないものとします。以下同じとします）の支払い債務を、契約法人が免責的に引き受けることをあらかじめ承諾するものとします。

## 第5条（対象サービスについての事前同意）

契約者は、以下の各号に定める事項を確認し、あらかじめ同意するものとします。

- （1）契約者の居住環境により対象サービスが利用できない場合があること。
- （2）契約者が実際にテレワークを実施する場所にて対象サービスを利用する必要があること。
- （3）契約法人と当社との間で締結している本サービスの提供に関する契約が終了した場合又は契約者が契約法人を退職した場合においても、契約者と当社との対象サービスに関する利用契約が終了せず、契約者にて対象サービスの利用料金に関する支払い債務を負担すること。また、当該時点において、基本工事費の支払い債務が残存するときは、対象サービス約款の定めに基づき当該債務を負担すること。

附則：この規約は2021年11月25日から実施します。